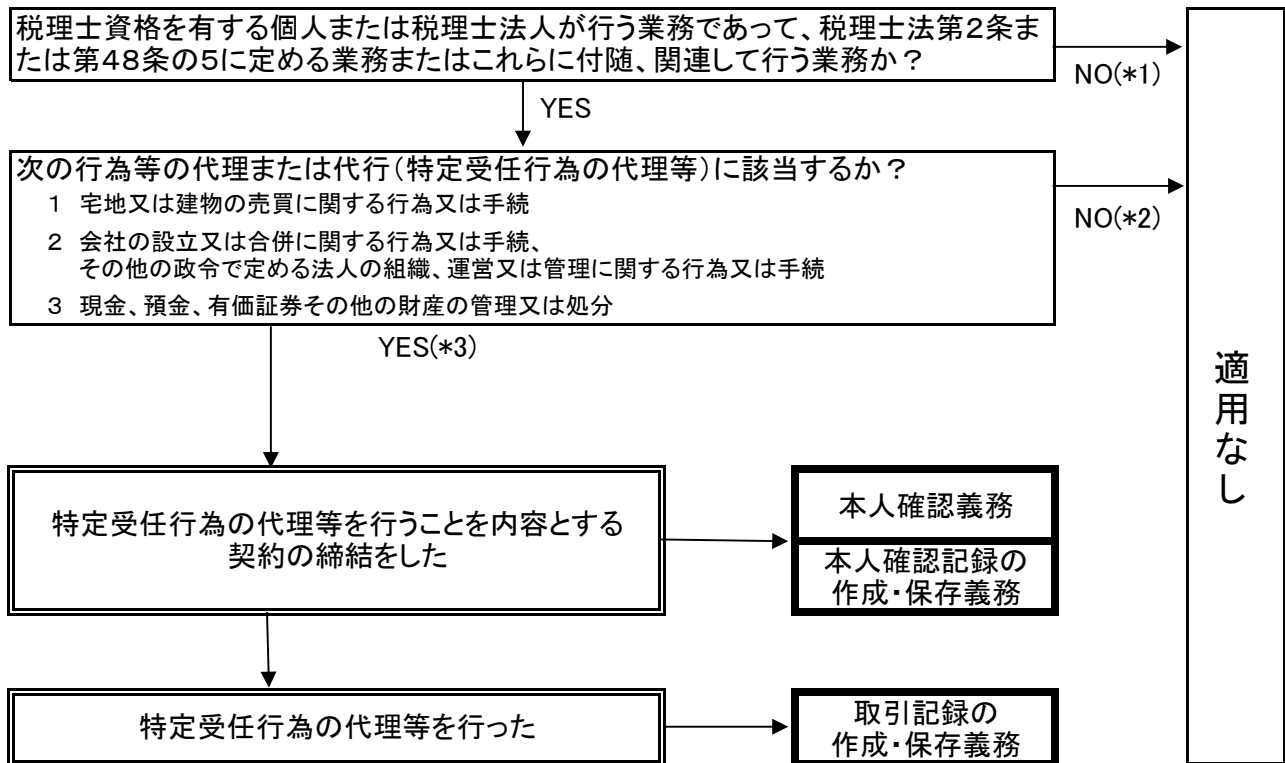


犯罪収益移転防止法における税理士の責務



* 1

- 税理士の立場と関係なく、私的に行う業務(例:自身が居住するマンションの管理組合が有する預金の管理)
- 税理士業務の顧客ではない者のために行う業務(例:親族の相続財産の管理)

* 2

- 政省令により除外されている業務
 - a. 租税の納付手続きの代行
 - b. 成年後見人としての業務
 - c. 財産の管理または処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
- 特定受任行為の代理等に該当しない業務の例
 - a. 顧客の代理または代行ではない業務(例:税務相談のみを行う場合、現物出資財産等の価額が相当であることの証明、地方自治体の外部監査)
 - b. 法人の機関として行う業務(例:会計参与、取締役、監査役等として行う業務)

* 3

- 特定受任行為の代理等に該当する業務の例
 - a. 顧客に代理して行う不動産の売買
 - b. 会社の合併比率算定書の作成
 - c. 顧客の相続財産の管理